21　21の欄は、法第５条第２項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載することとし、(別紙）の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他これらに準ずる議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

［(1)・(2)　略］

［22～25　略］

別表第二号第５　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と､「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

［１枚目・２枚目　略］

３枚目

32　無線局の区別	
33　放送区域等	
34　無線設備の工事費	
35　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称	

21　21の欄は、法第５条第２項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載することとし、(別紙）の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

［(1)・(2)　同左］

［22～25　同左］

別表第二号第５　［同左］

［同左］

［同左］

［１枚目・２枚目　同左］

３枚目

32　［同左］	
33　［同左］	
34　［同左］	
35　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	